

千葉県立地企業補助金 「賃借型」制度

「オフィス・ラボ環境整備支援」
(内装工事費補助) も併用可能!



県内に新たに拠点を設置する際の賃料を補助します!

Point
1

賃貸借契約前に
県へ申請が必要

Point
2

県内全域・全業種
補助対象

Point
3

国や市町村の
補助制度と併用可能

対象施設	補助の要件	補助内容
①本 社 ②研究所	操業開始時の 事業従事者数: <u>10人</u> ※以上	<p>賃料の1/2 (12ヵ月間)</p> <p>補助上限額</p> <p>事業従事者10人以上: 500万円 事業従事者50人以上: 1,000万円</p>
③その他 事業所 店舗等は 除く	操業開始時の 事業従事者数: <u>50人</u> ※以上 (幕張新都心エリア・柏の葉エリアの場合) <u>25人</u> 以上	

※外資系企業の場合、操業開始時の事業従事者数が1人以上の場合から補助対象となりますが、補助上限額については、1~4人:60万円、5~9人:180万円となります。なお、県等がMOUを締結した国・地域(R8.4時点では台湾・タイ)からの進出企業には、補助内容が賃料の2/3(12ヵ月間)、補助限度額は1~4人:100万円、5~9人:300万円となります。

千葉県 商工労働部 企業立地課
企画・誘致推進班

〒260-8667
千葉県千葉市中央区市場町1-1 (千葉県庁本庁舎14階)

TEL

043-223-2444

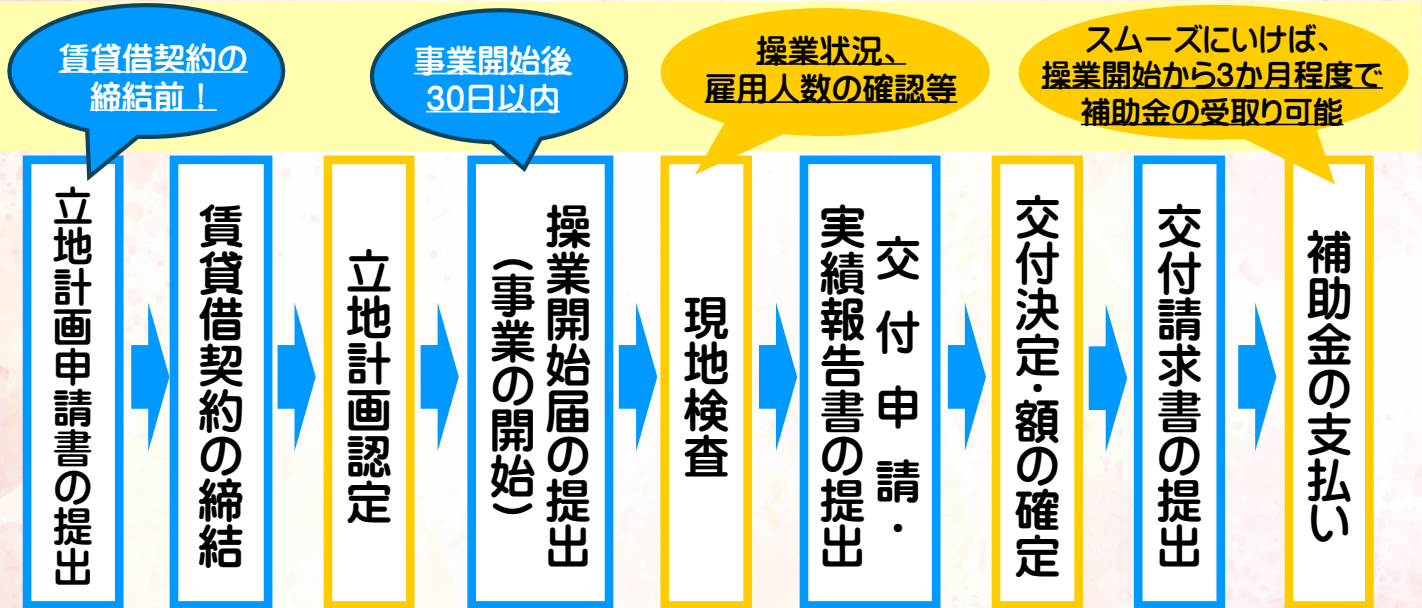
MAIL

rich2@mz.pref.chiba.lg.jp



補助金交付までの流れ

□ ……企業の皆様の手続 □ ……千葉県の手続



補助対象となる立地形態について

- 県内に既存事業所を有していても、それを廃止せず（残したままで）、別の施設内に新たな事業所を立地する場合には、補助対象となります。
- 県内の既存事業所を廃止して、新たな県内拠点へ移転する「県内移転」や既存施設内での「増床」の場合、原則として補助対象となりません。^{※1}
- ただし、県内のインキュベーション施設^{※2}からの移転の場合、人数要件（10人以上）を満たせば補助対象となります。

※1 他県の拠点を含む集約移転等は条件によっては対象となる可能性があるためお問い合わせください。

※2 ① 東葛テクノプラザ、② かずさインキュベーションセンター、③ 東大柏ベンチャープラザ、④ 千葉大亥鼻インキュベーションプラザ、⑤ ベンチャープラザ船橋

操業義務期間について

- 補助金を活用される場合には、操業開始日から3年間は、認定を受けた事業を実施し、毎年、事業の実施状況を報告いただく必要があります。
- 3年未満で事業を廃止（撤退）した場合には、原則として、交付した補助金の全額を返還いただきます。

用語の定義

- **操業開始**：立地計画の認定を受けた施設の全部を、事業の用に供する（事業のために使用を開始する）こと。
- **事業従事者**：認定を受けた事業に従事する者で、当該事業を行う企業が直接雇用（労働契約を締結）するもの（※）。
※ パート社員等（非正規雇用者）も含まれる。
（週の勤務時間が20時間以上で、かつ、2か月を超えて雇用される方が対象。）
- **本社**：企業の本社のうち、県内に本店登記を置くもの。
- **賃料**：立地する施設の賃料、共益費、管理費等。
なお、フリーレントなどの減免期間の有無に関わらず、入居を開始する月から12ヵ月分の経費が対象となります。